

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年3月11日認可した。

平成21年3月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
丸亀市土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）宝幢寺池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）高津2号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中方地区